

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づき、人事院規則八―一二（職員の任免）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和五年三月十五日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則八―一二―二〇

人事院規則八―一二（職員の任免）の一部を改正する人事院規則

人事院規則八―一二（職員の任免）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（特定官職への昇任、降任、転任又は配置換の特例）</p> <p>第三十条 職員を特定官職（特定幹部職に該当す</p>	<p>（特定官職への昇任、降任、転任又は配置換の特例）</p> <p>第三十条 職員を特定官職（特定幹部職に該当す</p>

---

る官職を除く。)に昇任させ、降任させ、転任させ、又は配置換する場合(昇任させ、降任させ、転任させ、又は配置換しようとする(以下この項において「昇任等させようとする」という。))者について昇任等させようとする官職の属する第七条第二項に規定する段階(以下この項において「職務の段階」という。))と同一の職務の段階又は当該職務の段階より上位の職務の段階に属する官職を占めていたことがある場合を除く。)には、第二十五条から前条まで並びに規則一一―四(職員の身分保障)第七条、第八条及び第十条の規定によるほか、次に掲げる要件(昇任等させようとする官職が特定幹部

---

る官職を除く。)に昇任させ、降任させ、転任させ、又は配置換する場合(昇任させ、降任させ、転任させ、又は配置換しようとする(以下この項において「昇任等させようとする」という。))者について昇任等させようとする官職の属する第七条第二項に規定する段階(以下この項において「職務の段階」という。))と同一の職務の段階又は当該職務の段階より上位の職務の段階に属する官職を占めていたことがある場合を除く。)には、第二十五条から前条まで並びに規則一一―四(職員の身分保障)第七条、第八条及び第十条の規定によるほか、次に掲げる要件(昇任等させようとする官職が特定幹部

---

---

職以外の幹部職又は法第三十四条第一項第七号に規定する管理職である場合にあつては、第二号及び第三号に掲げる要件)を満たさなければならぬ。

一 昇任等させようとする官職が職務の段階のうち最下位の職務の段階に属する官職の場合(当該職務の段階に属する官職に就いていたことがない場合にあつては、当該職務の段階より上位の職務の段階に属する官職へ最初に昇任等させようとする場合)にあつては、昇任等させようとする者がその在職している府省等(会計検査院、人事院、内閣官房、内閣法制局、各府省及びデジタル庁並びに宮内庁

---

職以外の幹部職又は法第三十四条第一項第七号に規定する管理職である場合にあつては、第二号及び第三号に掲げる要件)を満たさなければならぬ。

一 昇任等させようとする官職が職務の段階のうち最下位の職務の段階に属する官職の場合(当該職務の段階に属する官職に就いていたことがない場合にあつては、当該職務の段階より上位の職務の段階に属する官職へ最初に昇任等させようとする場合)にあつては、昇任等させようとする者がその在職している府省等(会計検査院、人事院、内閣官房、内閣法制局、各府省及びデジタル庁並びに宮内庁

---

及び内閣府設置法第四十九条第一項に規定する各機関並びに各行政執行法人をいう。以下この号において同じ。）以外の府省等、在外公館、地方公共団体、民間企業等での勤務の経験又は人事院が定める研修の受講の経験を有しており、管理的又は監督的地位にある者にふさわしい幅広い能力及び柔軟な発想力を有していると認められること。

二・三 (略)

2 (略)

及び内閣府設置法第四十九条第一項に規定する各機関並びに各行政執行法人をいう。以下この号において同じ。）以外の府省等、地方公共団体、在外公館等での勤務の経験又は人事院が定める研修の受講の経験を有しており、管理的又は監督的地位にある者にふさわしい幅広い能力及び柔軟な発想力を有していると認められること。

二・三 (略)

2 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。